

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について（案）

平成23年月日
国土交通省中部地方整備局

国土交通省中部地方整備局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、新丸山ダム事業の検証に係る検討を進めています。このたび、8月3日に「第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下、「第1回検討の場」という。）を開催し、目的別に複数の対策案を提示させていただきました。

つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広くご意見を募集します。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

第1回検討の場では、木曽川の流域の特性を配慮して、新丸山ダム建設事業の治水・流水の正常な機能の維持の複数の対策案を立案しました。

次の1)及び2)に関して、ご意見を募集します。

1) 治水及び流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について

今回立案しました複数の対策案の実現性や具体性・地域社会や環境への影響など様々な観点から想定される問題点や考慮する点、また木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などについて、広くご意見を募集します。

2) 治水及び流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について

ダム検証に係る検討では幅広い方策を検討することが求められております。今回立案した対策案以外に、木曽川における具体的対策案のご提案を募集します。

2. 募集期間

平成23年○月○日(○)～平成23年○月○日(○)(必着)

3. 提出方法

ご意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で下記5. 提出先までご提出下さい。ご意見につきましては、別添意見様式により、下記①～⑦を記載下さい。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）

②住所

③電話番号又はメールアドレス

④職業（企業・団体の場合は不要）

⑤年齢（企業・団体の場合は不要）

⑥性別（企業・団体の場合は不要）

⑦ご意見

ご意見は、上記1. 意見募集対象1)～2)の別に記載して下さい。

※頂いたご意見に関する個人情報は、目的以外では使用しません。

4. 注意事項

- ①一つのご意見が200字を超える場合は、併せてその内容の要旨（200字以内）を記載いただきますようお願いします。
- ②ご意見は日本語で記載してください。
- ③なお、提出されたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち都道府県、市町村名を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

5. 提出先

国土交通省 中部地方整備局

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見」事務局 宛

①郵送の場合：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号

②ファックスの場合：052-953-8312

③電子メールの場合：shinmaruyamadam-chubu01@cbm.mlit.ne.jp

(件名に、「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見」と明記して下さい。)

6. 意見提出様式入手の方法

○インターネットによる閲覧

国土交通省 中部地方整備局 「検証対象ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページ

URL : <http://...>

7. 参考

「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の資料につきましては、中部地方整備局のホームページをご覧ください。

URL : http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/shinmaruyama.htm

<問い合わせ先>

中部地方整備局 河川部 河川計画課 井樋、松原

代表電話：052-953-8119

直通電話：052-953-8148

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

新丸山ダム建設事業 治水及び流水の正常な機能の維持の複数の対策案について

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県)	(市町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載してください)			
1-1) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~18)				
1-2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (1~9)				
1-3) 木曽川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などの意見について					
2) 治水及び流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
その他					